

成瀬が丘自治会広報

平成30年5月7日・平成30年度第3号・成瀬が丘自治会 発行



5月度役員会報告

開催日時 平成30年5月5日(土)19:30~21:15(於:自治会館2階)

平成30年度初めての役員会が開催されました。

岡庭会長の挨拶の後、新年度役員の自己紹介を行いました。その後、一般活動報告、専門部報告及び提案事項に対する審議を行いました。

1. 一般活動報告

- 1) 4月22日(日)10:00~11:20 「成瀬が丘自治会定期総会」を開催しました。(於:ふれあい会館)平成29年度事業報告、会計・監査報告、平成30年度役員改選、事業計画案、予算案が承認されました。また、長年、自治会活動に貢献されて今回退任された山本前副会長に感謝状と記念品を贈呈しました。
 - 「第51回成瀬が丘自治会定期総会報告」広報を5月度広報と一緒に全会員に配布します。
- 2) 4月25日(水)14:00~「小川高校」及び、15:00~「町田市市民協働推進課」に新年度のご挨拶に伺いました。(岡庭会長、笠原副会長、広瀬副会長、岡村自治会館管理部長、安田総務部長)
- 3) 4月10日(火)17:00~「コミュニティバス運行協議会」に出席しました。(山本前副会長 於:成瀬が丘自治会館)内容は、①総会開催打ち合わせ、②会計監査の実施、でした。
- 4) 4月17日(火)10:00~「コミュニティバス運行協議会」に出席しました。(山本前副会長 於:成瀬が丘自治会館)内容は、①三和ルートについては7月1日運行開始に向けて順調に推移していることの報告、②総会開催は5月17日に決定、でした。

資源物回収日

- ◎ 毎金曜日(自宅前)
- ◎ 毎日曜日(集積所)

★雨天決行★
朝8:30までにお出してください。

自治会の活動資金となります。ご協力をお願い致します。

2. 専門部・委員会報告

1) 環境部

- ・4月15日(日)9:00~ 「各丁目児童公園清掃」を実施しました。(於:各丁目児童公園)1丁目4名、2丁目8名、3丁目中止 計12名。
当日は清掃開始時間直前まで風雨が強かったため、3丁目は中止になりましたが、1丁目と2丁目は実施されました。参加された方、ご協力ありがとうございました。

2) 防犯交通部

- ・4月度の防犯パトロールは、1丁目23名、2丁目32名、3丁目28名、合計83名にご参加いただきました。ありがとうございました。街路灯の電球切れが8件ありましたが処置は終わりました。ビッグヨーサン駐車場脇のみ出した草木については道路管理課に処理を依頼しました。
- ・4月26日(木)17:00~ 「町田市青少年健全育成南第四地区委員会」に出席しました。

3) 総務部

- ・4月30日(月)10:00~11:30 3丁目1区2班が班会を開催しました。参加者9名。新年度になり、メンバーの近況の再確認、大災害時の安全の確保・避難について、H29年度の班内会計報告など、自由に意見を出し合い親睦を深めました。開催準備された班長さん、お疲れ様でした。参加者からは、いずれも参加してよかったという声をいただいています。他の班に置かれましても、班会の積極的開催をお願いいたします。

3. 審議事項と今後の予定等

1) 平成30年度相談役の選任

昨年度同様、下記のお三方を相談役として選任の提案があり、賛成多数で承認されました。
1丁目1区 歌田利弘氏、 1丁目1区 木目田 弘氏、 1丁目1区 清水秀人氏

2) 今年度の副会長の担当専門部

今年度の副会長の担当専門部を下記の通りとしますので、よろしくお願ひします。

広瀬副会長：広報部、防犯交通部

笠原副会長：厚生部、環境部

3) □「H30年度役員・班長名簿」を5月度広報と一緒に全会員に配布します。

4) □「成瀬が丘自治会役員 緊急連絡網」が本役員会の席上役員に配布されました。

5) 「平成29年度年間計画書」が提示され、各専門部・委員会は、平成30年度の計画に沿って修正して、5月25日（金）までに総務担当に提出することになりました。6月度役員会で審議の上承認します。

6) 環境部

・5月20日（日） 9：00～ 各丁目児童公園の清掃。雨天の場合、翌週日曜日に延期。

・5月20日（日）10：00～ 第1回「環境推進委員会」を開催します。（於：自治会館1階）

□「第1回環境推進委員会開催のお知らせ」を環境推進委員に配布します。

7) 厚生部

・7月1日（日）9：00～10：00「ジャガイモ掘り会」を開催します。案内・申込書を配布しますので、多数の会員の皆様のご参加をお願いいたします。今年は、場所が変更になっていますので、地図をご確認の上、間違いのないようご注意ください。尚、自動車は会場周辺に置けませんので、徒歩又は自転車での参加をお願いいたします。

□「じゃがいも掘り会についてのお願い」を区長・班長に配布します。

□「じゃがいも掘り会のお知らせ」を全会員に配布します。

① 申込期限：

6月1日（金）：会員→班長、6月4日（月）：班長→区長、6月6日（水）：区長→事務局

② 6月24日（日）10：00～ 株数チェックと草取り（役員が実施）

③ 6月27日（水）10：00～ 参加者の名札作成（役員が実施）

④ 7月 1日（日） 8：00～ 役員の集合（現地） 8：30 班長集合

8) 防犯交通部

・5月13日（日）14：00～15：30 「防犯推進委員会」（於：自治会館）を開催します。

□「防犯推進委員会開催のお知らせ」を区長・防犯推進委員に配布しました。

・5月26日（土）10：00～「防犯パトロール全体会議」（於：ふれあい会館）を開催します。

□「防犯パトロール全体会議のお知らせ」・「平成30年度防犯パトロールメンバー表」を区長・防犯推進委員・班長・有志に配布します。

・5月31日（木）17：00～ 「町田市青少年健全育成委員会総会」出席の予定。

9) 自主防災部

・5月13日（日）10：00～11：30 第1回「自主防災部リーダー会議」（於：自治会館2階）を開催します。

□「第1回自主防災リーダー会議開催のお知らせ」をリーダー会議関係者に配布しました。

・5月27日（日）10：00～11：30「自主防災部全体会議」（於：ふれあい会館）を開催します。

□「自主防災全体会議開催のお知らせ」・「平成30年度成瀬が丘自治会自主防災組織図（案）」を区長・班長・関係者に配布します。

10) ふれあい会館管理運営委員会

・5月17日（木）10：00～「ふれあい会館管理運営代表委員会」（於：ふれあい会館洋間）を開催します。

□「ふれあい会館管理運営代表委員会開催のお知らせ」を代表委員に配布しました。

・6月9日（土）10：00～「ふれあい会館管理運営委員会全体会議」（於：ふれあい会館ホール）を開催します。

□「ふれあい会館管理運営委員会全体会議開催のお知らせ」を管理運営委員に配布します。

11) FRF企画委員会

- ・ 5月14日(月) 19:30～ 第1回「第21回FRF企画委員会」(於:自治会館2階)を開催します。
- 「第21回成瀬が丘FRF第1回企画委員会開催のお知らせ」を企画委員会関係者に配布します。
- ・ 6月11日(月) 19:30～ 第2回「第21回FRF企画委員会」(於:自治会館2階)を開催します
- ・ 6月 4日(月)、6月18日(月)、7月2日(月)、7月16日(月)
14:00～16:00 盆踊り練習 (於:ふれあい会館ホール)を行います。

4. その他

- 1) 南地区町内会・自治会連合会
 - ・ 5月12日(土) 14:00～ 「定期総会」 (於:南市民センター2階)
- 2) コミュニティバス運行協議会
 - ・ 5月17日(木) 14:00～ 「コミュニティバス運行協議会総会」(於:金森中央会館)
- 3) 南地区協議会
 - ・ 5月19日(土) 10:00～ 「南地区福祉フェア」 (於:南市民センター)
 - 4月度に各戸にチラシを配布しましたように、①展示コーナー ②測定・相談コーナー ③体験コーナー ④講演コーナー 等を開催しますので、皆様是非参加ください。
- 4) 町田市町内会・自治会連合会
 - ・ 5月20日(日) 14:00～ 「定期総会」 (於:市民フォーラム3階)

以上

【お知らせ】フラワーロードフェスティバルの盆踊り練習会

日時:6/4、6/18、7/2、7/16(いずれも月曜日14:00～16:00)

場所:成瀬が丘ふれあい会館ホール



じゃがいも掘り会

今年も、じゃがいも掘り会を開催します。隣近所もお誘い合せの上、ぜひご参加ください。ご家族で思い出になる写真を撮るのも楽しいですよ。

日時:7月1日(日) 9:00～10:00 (小雨決行)

場所:町田市小川1丁目12番

(今年は、場所が変更になっていますので、添付の地図をご確認の上、間違いのないようご注意ください。)又、会場周辺には自動車を停める所は有りませんので、徒歩又は自転車でお越しください。

参加費:1世帯400円

申込締切:6月1日(金)

参加費を添えて班長さんにお申し込みください。

訃報連絡

2丁目2区2班 染宮 みつ子様

自治会からお香典をお届けいたしました。ご冥福をお祈り申し上げます

詐欺にご注意

振り込め詐欺が横行している昨今ですが、成瀬が丘でも、詐欺のハガキや携帯電話のショートメールが送られた情報があります。不審に思ったら、身近な人や警察に相談するなどして、独断で早まった対応をしないようご注意ください。

実例 1

法務省管轄支局の存在しない部署名で、「契約不履行の裁判が起こされており、裁判取り下げの相談のため記載された番号に電話して相談するように述べられたハガキ」が自治会員宅に送られた。住所は「東京都千代田区霞が関4丁目」になっているが「霞が関」には3丁目までしか存在しない。また、文中にタイプミスの箇所もある。

実例 2

「アマゾンの架空請求が携帯電話のショートメールに送られ、支払わない場合訴訟を起こす旨の記述」がある。アマゾンに確認したところ、ショートメールでこのような通知を出すことはないとのこと。